

畜産業に係る多量排出事業者とは？

1, 000トン以上の産業廃棄物を発生させる事業者はすべて、産業廃棄物処理計画を策定しなければなりません。

事業者自らが、産業廃棄物の減量化の計画を策定することにより、廃棄物に対する意識の高揚が図られるほか、提出いただいた計画及び実施状況が公表されることにより、透明性が図られることとなります。

畜産業以外でも、解体工事や道路工事を行う建設業、規模の大きな食品工場、製糖工場、製紙工場、コンクリート工場などの製造業、火力発電所や下水道終末処理場などの公共的な電気・水道業などが産業廃棄物の多量排出事業者に該当します。

1 畜産業から発生する主な産業廃棄物

事業を行うことにより発生する、「動物のふん尿」、「動物の死体」、「廃プラスチック類」などが主な産業廃棄物としてあげられます。なお、「動物のふん尿」と「動物の死体」については、廃棄物処理法施行令第2条において畜産農業にのみ業種が限定されています。

2 1, 000トン以上の家畜ふん尿を発生する可能性が高いと考えられる経営規模

乳用牛	50頭以上の飼養
肉用牛	100頭以上の飼養
養鶏	20,000羽以上の飼養
養豚	250頭以上の飼養

3 産業廃棄物処理計画書について

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場があった場合、当該年度の産業廃棄物の処理に係る管理体制、排出の抑制、分別、再生利用、中間処理、処理の委託に関する計画を記載し、当該年度の6月30日までに知事に提出します。(札幌市、旭川市、函館市に事業所がある場合は市長に報告します。)

4 処理計画の実施状況報告について

計画書を提出した事業者は計画に対する実施状況の報告をする必要があります。計画を提出した翌年の6月30日までに知事に報告します。(札幌市、旭川市、函館市に事業所がある場合は市長に報告します。)

5 様式の入手方法について

北海道のホームページから様式を入手することができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai/taryou/menu.htm>

「北海道HPトップページの分類から探すの『環境・まちづくり』→『環境保全・リサイクル』→『産業廃棄物』→『産業廃棄物の処理』→『産業廃棄物とは』→「多量排出事業者の処理計画の策定方法、提出方法は?」の右側の『別のページにジャンプ』→「畜産業者の方へのお知らせ」

処理計画書及び実施状況報告書は**6月30日まで**に提出してください。

提出先及びお問い合わせ先

北海道環境生活部循環型社会推進課産業廃棄物係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-204-5199

提出方法：郵送、電子ファイルによる提出、持参のいずれか